

医療用ガス供給設備保守点検業務委託仕様書

1 実施場所 県立加古川医療センター

2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、委託期間の終了の日までに、当センターから何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新できるものとし、その後、令和8年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

3 委託業務の内容

(1) 当センターのマニホールド室、機械室及び院内（救命救急センター〔初療室〕、ICU、HCU等）における医療ガス供給設備【(株)セントラルユニ製】の保守点検業務（具体的な点検部分は別添資料参照）

ア マニホールド室では、予備酸素・予備空気、窒素にかかる供給設備の保守点検業務

イ 機械室では、吸引・非治療用空気圧縮機の保守点検業務

ウ 当センター内においては、アウトレット、シャットオフバルブについての保守点検業務

エ その他付随する供給設備の保守点検業務

- ・ 上記アイは、6ヶ月に一度の点検とする。ウは、手術室・初療室・ICU・HCUは6ヶ月に一度の点検とし、それらを含む施設全体の点検については、年に一度の点検とする。
- ・ 点検にあたっては、設備の特徴から経年劣化しやすい箇所を重点的に検査・点検するものとする。
- ・ 点検結果については、毎回報告書により、内容と評価について報告する。

(2) 当センターの設置する「医療ガス安全管理委員会」等からその意見や知見の陳述を求められ、会議等への出席を求められた場合は、これに応じること。

(3) 当センターの設備担当者及び純正空気混合措置等保守点検業務受託者と連携して業務にあたること。

特に、日常点検において必要な事項については、当センターの設備担当者に指示及び指導を行うこと。

(4) その他、業務実施にあたっては、「医療ガスの安全管理について」（平成29年9月6日医政発第0906第3号厚生労働省医政策局長通知）の別添「医療ガス設備の保守点検指針」に従い、保守点検を行うこと。なお、契約期間中に法令の改正があり、行うべき必要となった付随業務については、これについても行うこと。

(5) 緊急時に対応するため、24時間365日、緊急対応者を派遣できる体制を確立することとし、当センターより緊急連絡があった際には、必要な事項を当センターの設備担当者に指示するとともに、緊急対応者を速やかに現場へ派遣し対応すること。

点検箇所（1年点検）

予備酸素マニホールド	2列20本立て	一式
予備空気マニホールド	2列20本×2	一式
窒素マニホールド	2列12本立て	
吸引装置	5.5kw×3	
非治療用空気装置	2.2kw×2	
壁付アウトレット	NSV型	1,373個
キー付アウトレット		46個
天吊式アウトレット		34個
余剰ガス回収装置	エジェクタ式	29台
高圧窒素アウトレット		18台
シャットオフバルブ		37個
導入口付シャットオフバルブ		13個
エリアモニター		5面
総合監視盤		1面
中央監視盤		1面

点検箇所（6ヶ月点検）

予備酸素マニホールド	2列20本立て	一式
予備空気マニホールド	2列20本×2	一式
窒素マニホールド	2列12本立て	一式
吸引装置	5.5kw×3	
非治療用空気装置	2.2kw×2	
壁付アウトレット	NSV型	411個
天吊式アウトレット		3個
余剰ガス回収装置	エジェクタ式	29台
高圧窒素アウトレット		17台
シャットオフバルブ		5個
導入口付シャットオフバルブ		13個
エリアモニター		5面
総合監視盤		1面
中央監視盤		1面

契約期間中に機器に増減がある場合は、設備に含まれるそれらの機器も点検対象に含む。